

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	道路法等の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省道路局路政課	電話番号： 03-5253-8480 e-mail： rosei@mlit.go.jp
評価実施時期	平成25年3月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図ることを目的とする。</p> <p>【規制の内容】 (1) 防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限（第37条） 道路管理者は、防災上重要な道路について、一定の基準に適合する場合には許可を与えなければならないとされている電柱、ガス管等について、区域を指定して、道路の占用の禁止又は制限を行うことができることとする。 (2) 違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査（第72条の2） 道路管理者は、重量制限等に違反した限度超過車両（以下「違反通行車両」という。）を所有し、又は通行させる者に対し、必要な報告を求め、立入検査をすることができることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【法令案等の名称】 ・道路法等の一部を改正する法律案</p> <p>【関連条項とその内容】 ・防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限（第37条） ・違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査（第72条の2）</p>
想定される代替案	<p>(1) 防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限の代替案 占用の許可基準を改正して、防災上重要な道路における構造の基準を厳しいもの（例：震度〇以上の地震でも倒壊しない構造等）とする。</p> <p>(2) 違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査の代替案 従来どおりの方法により、違反通行車両に関する違反の是正の徹底を図ることとし、道路管理者が、違反通行車両の使用者等に対する報告徴収や立入検査までは行うことができないこととする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	(1) 防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限（第37条）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用の禁止又は制限を行った道路における既設の占用物件の撤去に要する費用 ・ 他の場所への当該占用物件の移設に要する費用（道路の占用による場合は許可申請に要する費用、道路区域外に再度設置する場合には土地の賃借料等が発生） ただし、電線共同溝への電線敷設工事等の費用の一部については、国から地方公共団体を通じて無利子貸付けを受けることができ、その場合には費用が軽減される。（今回の改正で措置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな許可基準に適合しない既設の占用物件の撤去に要する費用 ・ 新たな許可基準に適合する占用物件を再度設置するための費用又は他の場所に当該占用物件を移設するための費用（道路の占用による場合は許可申請に要する費用、道路区域外に再度設置する場合には土地の賃借料等が発生）
	(2) 違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査（第72条の2）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴収及び立入検査への対応に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政指導等の徹底への対応に要する費用
(行政費用)	(1) 防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限（第37条）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災上重要な道路の区域の指定又は占用の禁止若しくは制限の実施事務に要する費用 ・ 占用禁止又は制限を行った道路における既設の占用物件の撤去費用に対する損失補償に要する費用 ・ 上記の無利子貸付けに要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな許可基準の作成に要する費用 ・ 新たな許可基準に適合するか否かを審査するのに要する費用 ・ 新たな許可基準に適合しない物件をすぐさま撤去しなければならないこととする場合には損失補償に要する費用が発生
	(2) 違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査（第72条の2）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴収及び立入検査の実施に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政指導等の徹底に要する費用
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業者等の費用負担が増加する場合には、国民が負担する電気料金等の価格への転嫁が生じ得る。 	

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1) 防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限 (第37条)</p> <p>大規模地震等の災害発生時に電柱等の占用物件が倒壊等することによる避難路又は緊急輸送路となる道路の閉塞を防ぎ、迅速な救援・救助等を行うことが可能となる。これにより、多くの人命が守られるとともに被災地の迅速な復旧にも資することとなる。</p>	<p>新たな許可基準において想定した一定規模以下の地震に関しては、①と同じ便益が得られる。しかし、道路上を占用する物件については、いかなる規模の地震でも倒壊等しない基準を設けるのは、非現実的であり、地震の規模が巨大であるほど、人命の保護や広範にわたる被災地の復旧が求められるにもかかわらず、基準が想定する以上の巨大地震が発生した場合については、道路の閉塞を十分に防ぐことができない。このため、本案によって得られる便益は限定的である。</p> <p>なお、大規模地震等の災害時に倒壊しない構造が求められることから、物件の規模が大きくなり、景観に悪影響を及ぼすことも想定される。</p>
	<p>(2) 違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査 (第72条の2)</p> <p>違反通行車両の通行による道路の構造物の損傷は、維持管理費用の増大を招くとともに、老朽化を原因とした不測の事故の発生へもつながりかねない。当該規制案により自動計測装置で捉えた違反通行車両を実際に運転していた者の特定が可能となることから、違反を繰り返す違反通行車両の使用者等に対して、監督処分等を適確に実施することが可能となる。これにより、違反通行車両の大幅な減少が期待でき、道路の構造への悪影響を減少させることができる。</p>	<p>道路管理者等が通行経路、通行時間等の記録を正確に確認することができないため、現行と同様、行政指導に頼らざるを得ず、違反通行車両の減少は期待できない。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1) 防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限 (第37条)</p> <p>当該規制案については、既設の占用物件の撤去費用等の遵守費用、損失補償等の行政費用等の費用が、一定程度発生する。しかし、占用の禁止又は制限がされた防災上重要な道路を避難路又は緊急輸送路として使用することにより救援・救助等や被災地の復旧を迅速に行うことが可能となる。当該道路の使用により守られる多くの人命等の便益や当該道路の使用による被災地の復旧等の迅速化の便益の大きさに鑑みれば、このような費用は、社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。</p> <p>一方で、代替案については、本案に比して、基準を満たした占用物件が引き続き設置され得るため効果は限定的であり、大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図るという目的に照らすと、これを採用することは適当でない。また、景観上も悪影響を及ぼし得るということからも適当ではない。</p> <p>以上のことから、当該規制案は、代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(2) 違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査 (第72条の2)</p> <p>当該規制案については、行政費用等が一定程度発生する。しかし、当該規制案による措置を講ずることにより、重量制限違反等を繰り返す車両の使用者等に対する監督を適確に実施することが可能となり、違反通行車両の通行による道路の構造への影響を減少させ、道路の老朽化対策に資することとなる点で、得られる便益は大きい。</p> <p>一方で、代替案については、重量等違反等を繰り返す車両の使用者に対する監督を一定程度行うことは可能となるものの、立入検査等を行うことができず、また、依然として違反通行車両を実際に運転していた者の特定は困難であることから、十分な監督を行うことは困難であり、違反通行車両の減少にはつながらない。</p> <p>当該規制案によれば新たに立入検査等の費用が発生するものの、代替案は、道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るという目的に照らすと、十分なものではなく、当該規制案は代替案よりも優れているものと考えられる。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>「社会資本整備審議会道路分科会建議 中間とりまとめ」(H24.6)</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>①【実施方法】 平成30年度末までにR1A事後検証シートにより事後検証を実施。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p> <p>②【実施時期】 法附則第4条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、第1条から第3条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。</p>	
<p>備考</p>	<p>(1)に関しては、占用の禁止又は制限によって、防災上重要な道路から、災害発生時に道路を閉塞させる可能性のある占用物件をあらかじめ確実に排除しておくことができる。道路管理者によって防災上重要な道路が適切に指定されれば、避難路・緊急輸送路としての道路の機能が確保され、人命の保護や被災地の迅速な復旧に役立つことが期待できる。</p> <p>(2)に関しては、道路管理者が、報告徴収及び立入検査による確認手段を担保として、これまで設置が進められてきている重量等の自動計測装置の計測成果を最大限活用でき、実効性を伴う違反通行車両の取締りが可能となる。これにより、違反通行車両を着実に減少させることができると考えられ、他の種々の道路の老朽化対策とも相まって、道路の老朽化対策という観点から、大きな効果が期待できる。</p> <p>以上のことから、道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図ることが可能となることから、当該規制案は有効である。</p>	